## 糸島市補助金設計書

**所管課** 人権・男女共同参画推進課

補助金名称	市人権・同和教育推進協議会各支部補助金				
区分	②奨励・支援的事業補助				
該当例規等	糸島市人権・同和教育推進補助金交付規程、糸島市人権・同和教育 推進協議会規約、部落差別解消推進法				

### 【長期総合計画体系】

基本目標2 人と人がつながり助け合うまちづくり

政策 3 \_ 男女共同参画・人権・多文化共生

施策②\_人権が尊重される社会の推進

#### 1 補助の目的

市人権・同和教育推進協議会は、糸島市民に自由平等の思想を啓発し、基本的人権を 尊重し、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の正しい認識を高め、一切の差別 を許さない市民の形成をめざし、人権・同和教育の推進及び啓発事業の推進を図ること を目的とし、支部を各校区に、支部事務局を各コミュニティセンターに置いて、各支部 が行う事業に補助金を交付する。

2 成里指煙

<u> </u>	1.15%				
指標①	行政区人権•同	司和問題研修会	開催率(令和:	元年度77%)	
目標値①		85	(単位)	%	

### 3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

市人権・同和教育推進協議会各支部事業(講演会、研修会、映画祭等)

【補助対象者】

糸島市人権 · 同和教育推進協議会各支部

# 4 補助対象(外)経費 【補助対象経費】

·会議費、事務費、研修費、広報費

【補助対象外経費】

上記以外

<u> 5 補助率・補助限度額、積算根拠</u>

【補助率】 100 % 又は 分の

【補助限度額】 3,793,000

【積算根拠ほか】

積算根拠:補助対象経費における活動に要する経費

※市人権・同和教育推進協議会各支部補助金は、糸島市人権・同和教育推進協議会規約第6 条で設置する人権・同和教育推進協議会各支部の事業補助で、本市の人権・同和教育の推進 に公益性が高く、市の施策に必要なものであり、また、同規約第9条では市同協の経費は、市費 及びその他の収入を持って充てるとしているが自主財源はなく、補助率の例外を適用しなけれ ば、補助目的を十分に実現できな補助率の例外を適用しなければ、補助目的を十分に実現でき ないため。

# 6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う) 令和 7 年度 まで